令和2年度

瀬戸内市職員採用候補者選考試験受験案内

【一般事務職(法務)】

※新型コロナウイルス感染症の影響により、試験 日程、会場、試験内容の変更など緊急に連絡事項 をお知らせする場合があります。

試験日程、会場、試験内容等を変更する場合には、瀬戸内市ホームページやSNSに掲載する 予定ですので、必ず事前に確認をお願いします。

瀬戸内市

受付期間 令和2年 7月 6日(月)~7月27日(月)

試 験 日 第1次試験 … 令和2年 8月 9日(日)

第2次試験 … 令和2年 9月13日(日)

瀬戸内市では、令和3年4月採用予定の職員を次のとおり募集します。

◆採用予定職種・人員 : 一般事務職(法務) 若干名

◆採用予定日 : 令和3年4月1日

◆職務の概要 : 市長部局等において、主に法務に係る業務のほか、一般行政事務に

従事します。

※採用後は、法務に関する部署に配属されるほか、通常の事務職と同じ部署に配属されます。

◆受験資格

昭和36年4月2日以降に生まれた人で、法科大学院課程の修了者もしくは司法試験 予備試験の合格者で、平成18年度以降の司法試験(旧司法試験を除く。)において、短 答式試験の合格に必要な成績を得た経験がある方、または司法試験(旧司法試験を含む。) に合格している方

○ 注意事項

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア) 日本国籍を有しない人
- イ) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項(次の3項目)に該当する人
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる までの人
- ・ 瀬戸内市職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊 することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◆試験の方法

(1) 第1次試験

科 目	形式	時間	内 容
教養試験	択一式	90分	公務員として必要な一般的知識及び教養
性格・適性 診断検査	択一式	90分	知的能力、職務及び職場への適応性、一般的な性格 の検査
論文	記述式	90分	当日出題される課題についての論文試験

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、口述試験を行います。

◆試験場所

瀬戸内市邑久町尾張300番地1 瀬戸内市役所

◆受験手続

- ☆ 提出書類
 - *願書 (瀬戸内市指定のもの)
 - *履歴書 (瀬戸内市指定のもの)
 - *受験票 (瀬戸内市指定のもの)
 - *受験資格を確認できるもの(①②それぞれ提出)
 - ①法科大学院の卒業証明書 または 司法試験予備試験の合格通知の写し
 - ②短答式試験の成績通知書の写し または 司法試験の合格証書の写し

☆ 申込方法

(郵送の場合)

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1 瀬戸内市役所 総務部総務課 宛

・封筒の表に「採用試験申込書類在中」と朱書きの上、郵送してください。

(持参の場合)

瀬戸内市役所本庁 2階 総務部総務課

<u>※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り、郵送での申込みにご協力をお願いします。</u>

☆ 願書、履歴書等の請求方法について

願書、履歴書等の様式は、瀬戸内市総務課で交付します。また、瀬戸内市ホームページの職員採用試験情報ページからダウンロードもできます。(アドレス http://www.city.setouchi.lg.jp/kurashi/shisei/saiyobosyu/syokuinbosyu/index.html)なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「市役所採用試験受験願書請求 一般事務職(法務)希望」と朱書きし、宛先を明記した返信用封筒(A4サイズで、120円切手を貼付)を同封して瀬戸内市役所総務課宛に送付してください。

<u>※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、願書等は可能な限り、瀬戸内市</u> ホームページからダウンロードして入手をお願いします。

☆ 受付期間

- ▼ 令和2年7月6日(月)から7月27日(月)まで (土・日・祝日を除く)
- ▼ 受付時間は、午前8時30分から午後5時まで
- ▼ 郵送による受付は、令和2年7月27日(月)必着
 - ※記入もれ、印もれなど書類不備の場合は、受付できないこともありますので、 注意してください。(早めに申し込みを行ってください。)

【給与】

★ 初任給 (参考)

学歴・免許	新卒者の採用時給料月額(令和2年4月)
大学院卒	195,500円

- ※給与改定により、若干変更の可能性があります。
- ※経験年数により加算される場合があります。

★ 諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当及び期末・勤勉手当等の支給制度があります。

【その他】

★ 条例により、職員の定年は60歳です。

■ お問い合せ先

瀬戸内市役所 総務課 職員係

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1

電話:0869-22-3909

電子メール: soumu@city. setouchi. lg. jp

※電話での受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)